

書面手続のデジタル化に向けた関係手続整備

産業構造審議会知的財産分科会 第47回特許制度小委員会

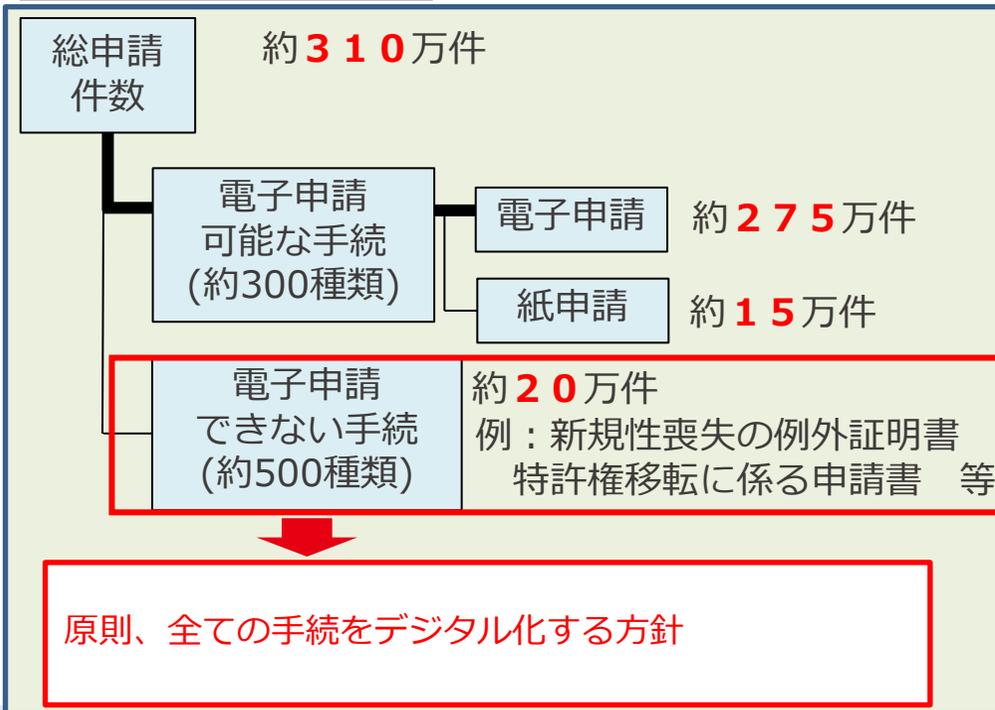
令和4年9月26日



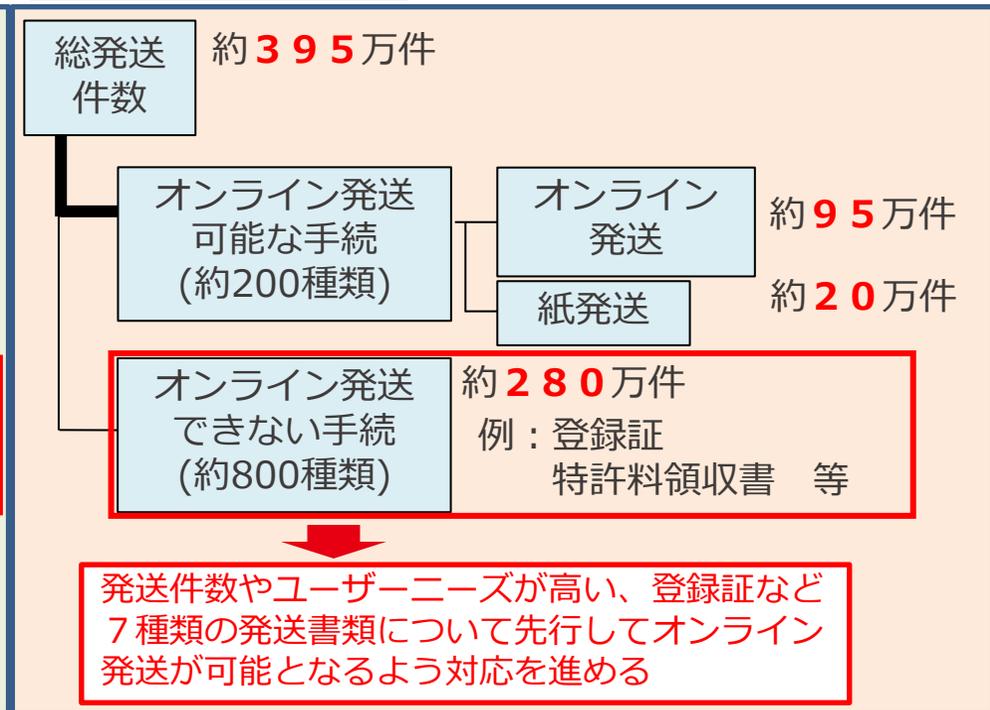
書面手続のデジタル化の目的

- 特許庁に対する申請手続及び特許庁からの発送手続については、オンラインで行うことができないものが一定数存在。
- ユーザー手続のデジタル化等の障害となりうる状況となっており、これらの改善に向け、『特許庁における手続のデジタル化推進計画』を令和3年3月31日に公表。

○特許庁に対する申請手続 ※デジタル化のため法改正が必要



○特許庁からの発送手続 ※省令改正にて対応



出典:特許庁 “特許庁における手続のデジタル化推進計画～ユーザーの利便性向上と業務最適化の両立に向けて～”

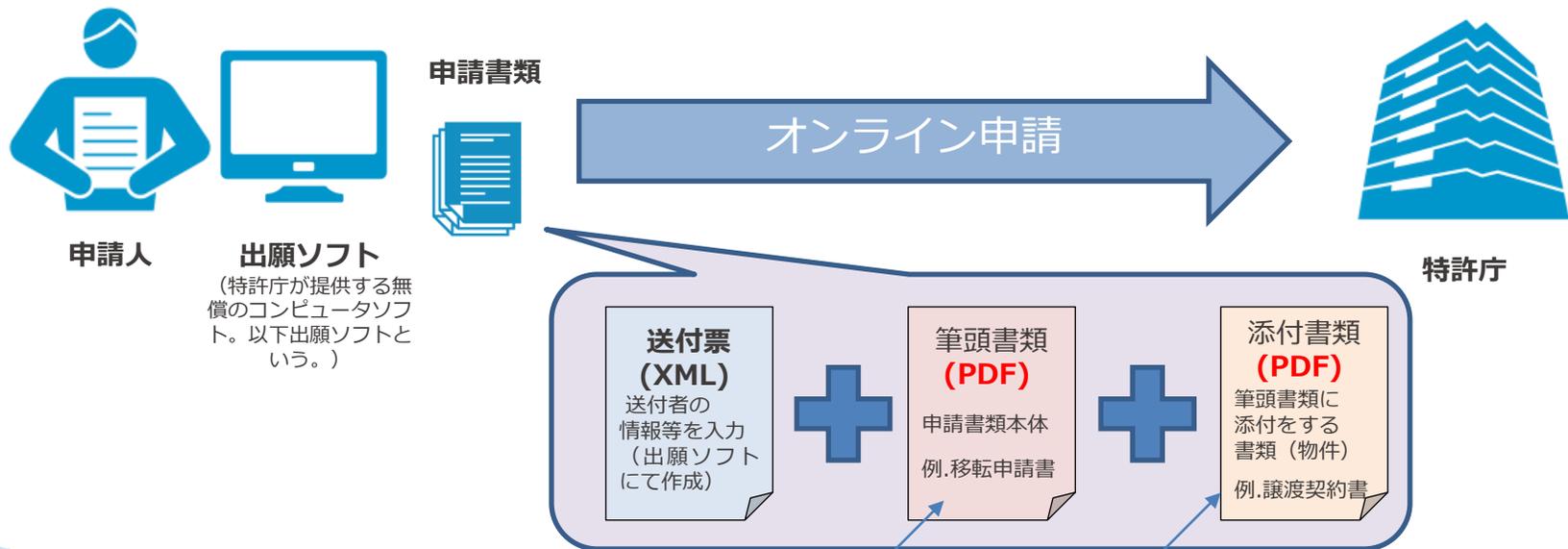
https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/document/tetsuzuki_digitalize/keikaku.pdf

をもとに、事務局にて図を加工。なお、件数は、2019年度のもの。

特許庁に対する申請手続のデジタル化の方法

- 特許庁に対する申請手続については、原則全てオンライン申請可能とする計画であるが、その実現のためには、大規模なシステム改造と改造費用が発生する。
- このシステム及び費用の制約の中で計画実現を図るため、これまでのオンライン申請とは別の電子形態(経済産業省令で定めることとし、具体的にはPDF形式を想定している)にて受け付ける必要があるところ、この別形態の申請を受け付けることに伴い閲覧等方法や電子化の方法に所要の法令改正を行う必要がある。

<特許庁に対する申請イメージ>



※従来のオンライン申請とは異なる形態。

書面手続のデジタル化の方向性

▶ 特許庁に対する申請手続のデジタル化に伴い以下の所要の法令改正を検討。

- 電子化に関する改正
- 閲覧・交付に関する改正

特許庁に対する申請手続に関する法令改正の方向性

○電子化に関する改正

PDFでの提出によりなされた手続を、書面で提出した場合と同様に特許庁システムにおいて処理可能な形での電子化（変換）を行う対象とすべく、所要の措置を行う。

○閲覧・交付に関する改正

PDFで提出された申請書類も閲覧・交付請求を可能とすべく、所要の措置を行う。

※上記の他、相手方当事者に副本送達が必要な書類(無効審判請求書等)がPDFで提出された場合、PDFをプリントアウトすることなく、PDFを記録したDVD等により副本送達が行えるための法令改正等を行う。

参照条文

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

(書面に記載された事項のファイルへの記録等)

第八条 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて経済産業省令で定めるもの(以下「指定特定手続等」という。)が書面の提出により行われたときは、指定特定手続にあつては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2 書面の提出により行われた指定特定手続等について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。

3～5 (略)

(ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等)

第十条 特許庁長官、審判長又は審査官が手続に係る書面の副本又は処分に係る文書の謄本の送達等を行うものとして規定した特許等関係法令の規定の適用については、その手続又はその処分についてファイルに記録されている事項を記載した書類は、当該書面の副本又は当該文書の謄本とみなす。